



公益社団法人日本精神科病院協会 日本精神科医学会

認知症臨床専門医

～ 新規認定申請のご案内 ～



2025 年 4 月 吉日

各 位

公益社団法人 日本精神科病院協会
日本精神科医学会 学会長 山崎 學
(公印省略)

日本精神科医学会 認知症臨床専門医
認 定 申 請 の ご 案 内

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本精神科医学会 職種認定制度では、精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等に勤務する精神科医師で、認知症に対する良質で安全な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する専門医を「日本精神科医学会 認知症臨床専門医」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付致しております。

次ページからの「日本精神科医学会 認知症臨床専門医～認定申請のご案内～」をご一読頂き、認定申請のご検討賜れば幸甚に存じます。

認定申請書類は、2025 年 6 月 27 日（金）までに、フォームから申請後に下記事務局担当者宛にメールまたは郵送（簡易書留・レターパック）にてご送付下さい。

申請受付期限：2025 年 6 月 27 日（金） ※当日消印有効

最後に、同制度は、より質の高い医療を効率的に提供していくため、5 年ごとの更新制を導入することで常に新しい知識の吸収を怠らないことを前提としておりますことを申し添えます。

謹白

2025 年度 認知症臨床専門医（新規申請）スケジュール

	4～6 月	7～9 月	10～12 月	2026 年 4 月
新規審査	申請受付 ～6/27	レポート審査	筆記試験 面接	認定証発行

※筆記試験、面接につきましては、WEB での実施を予定しております。

<本件照会先>
公益社団法人 日本精神科病院協会
日本精神科医学会 職種認定制度 事務局
〒108-0023 東京都港区芝浦 3-15-14
TEL:03-5232-3311 FAX: 03-5232-3309
MAIL: n_doctor@nisseikyo.or.jp

日本精神科医学会 職種認定制度とは

精神科医療に携るすべての医療従事者は、広く国民に対して、常に質の高い精神科医療を提供する責務があります。そのためには、われわれ自身が医療人としての品格を保ち、知識・技術を向上させる必要があります。日本精神科医学会の職種認定制度は、医師はもちろん医師以外の職種についても資格認定を整備することとしており、精神科医療に従事する多くの医療職の資質向上とそれらの連携強化を目指すことのできる唯一の認定制度といえるものです。

日本精神科医学会 認知症臨床専門医

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下 保険医療機関等）に勤務する精神科医師に対し、認知症疾患の正しい理解と診断・治療技術の向上を図るものである。我が国の認知症対策の専門医療機関のリーダーとして患者、家族への治療ならびに指導を行うとともに、かかりつけ医やサポート医に対しては助言を行い、介護・福祉サービス等との連携を強化するものである。認知症に対する良質で安全な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する専門家であることを認証する。

【 認定期間 】

認定期間は 5 年とする（認定証に認定期間を明示）。

【 更新方法 】

- ・認定期間内に認知症に関する研修会を受講する。
- ・新規申請時に提出した2症例以外の認定期間中に関わりがあった症例2例の提出。
- ・更新直近 1 年間の認知症症例の実績報告（専用用紙）

【 資格の停止・失効 及び 取り消し 】

1) 停止

- ①認定期間（5年）内に更新のための手続きを行わなかったとき。
- ②日本精神科医学会 会員（正・準）資格を消失したとき。

2) 取り消し

- ①日本精神科医学会 認知症臨床専門医として不適格と判断した場合
- ②精神保健指定医または日本精神神経学会 精神科専門医の資格を喪失した時

【 個人情報の取り扱い 】

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用致します。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないよう、管理・保護を徹底致します。ご不明な点につきましては、「問い合わせ先」までお問い合わせ下さい。

1 認定申請と手続きの流れ

受審申請 日精協 HP より申請のお申込み・申請書類をダウンロードします。

- ① 自動返信メール記載の口座へ審査料を振込みます。
- ② メールまたは郵送(簡易書留・レターパック)にて申請書類を提出します。

申請受付
一次審査 書類審査、及び受験資格の確認、レポート審査
二次審査決定通知(一次審査合否)を発送します。

合格

二次審査

筆記試験
ケースレポートによる面接審査

不合格

次年度以降再受験

合格

日本精神科医学会認知症臨床専門医証発行
(5 年間有効)

不合格

次年度以降再受験

- ① 自動返信メール記載の口座へ審査料を振込みます。
- ② メールまたは郵送(簡易書留・レターパック)にて申請書類を提出します。

書類審査

不合格

合格(更新は 5 年毎に更新)

次年度以降再受験

2 資格要件（申請時点で下記全てを満たす者）

- 1) 現在、日本精神科医学会 会員（正・準）であること。
- 2) 現在、保険医療機関等に常勤医師（常勤とは週 32 時間以上の勤務）として勤務する精神科医師であり、通年 5 年（60 ヶ月）以上認知症の臨床に従事しているもの。
- 3) 原則として、精神保健指定医、日本精神神経学会 精神科専門医であるもの。
※ただし、日本精神科医学会が認めた場合はこの限りではない
- 4) 日精協が実施する「認知症に関する研修会」（年 1 回、2 日間実施）を5年以内に受講しているもの。

3 申請の方法

申請書類は日本精神科病院協会のホームページから書式をダウンロードできます。

申請フォームより必要事項を記載のうえ、必要書類をダウンロードしてください。

（ホーム⇒教育・研修情報⇒職種認定制度⇒

https://www.nisseikyo.or.jp/education/nintei/nintei_ninchi.php）

【提出必要書類】

- ① 申請書（様式 1）※web 申請の方は郵送不要
- ② 履歴書（様式 2）
- ③ 現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書（様式 3）
- ④ 「認知症に関する研修会」修了証書の写し
- ⑤ 精神保健指定医証の写し
- ⑥ ケースレポート（2 例）

4 申請書類の送付先・問い合わせ先

メールまたは郵送（簡易書留・レターパック）にて下記に申請期間内にお送り下さい。

〒108-0023 東京都港区芝浦3-15-14

公益社団法人 日本精神科病院協会

「日本精神科医学会 認知症臨床専門医」係

TEL 03-5232-3311 FAX 03-5232-3309

MAIL n_doctor@nisseikyo.or.jp

※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

5 申請受付期間

申請書類は下記期間内にお送りください。

2025 年 4 月 1 日(火)～2025 年 6 月 27 日(金) 当日消印有効

6 認定審査料

認定審査料として「20,000円(税込)」を申し受けます。

(更新審査料は12,000円(税込)です。)

申請の際の自動返信メールに記載の振込口座へ期間内にお振込みください。

※振込の際は氏名または病院名を通知してください。

※振込手数料は、振込人ご負担でお願いします

＜認定審査料のインボイス制度対応について＞

・インボイス制度に対応した領収書は、認定審査料を振込後に発送します。

・領収書の宛名は、申請者所属先と申請者名で発行いたします。

(例 宛名: ××法人 ○△病院 山田 太郎)

・領収書は、準備が整いしだい発行いたします。

7 認定方法

認定の方法

1) 一次審査(書類審査・レポート審査)

申請書・履歴書、現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書、「認知症に関する研修会」の修了証書、精神保健指定医証のそれぞれの写し、ケースレポート2例の提出。

2) 二次審査

筆記試験とケースレポートによる面接審査(予定日10～12月中の指定された日)

※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

8 審査結果の通知

一次審査 書類審査を通過された方には、メールにて二次審査のご案内を通知します。

二次審査 [合格者] 合格通知後、「日本精神科医学会認知症臨床専門医証」と「認定バッジ」を送付します。

[不合格者] 不合格通知を送付します。

9 認定期間と更新方法

1) 認定期間

認定期間は5年とする(認定証に認定期間を明示)。

2) 更新方法 (※下記全てを満たすこと)

- ① 認定期間内に少なくとも1回は「認知症に関する研修会」を受講する。
- ② 新規申請時に提出した2症例以外の認定期間中に関わりがあった症例2例の提出。
- ③ 更新直近1年間の認知症症例の実績報告(専用用紙)。

10 所属先医療機関の変更について

所属先医療機関に変更がある場合は、日本精神科医学会HPから「所属医療機関異動届」をダウンロードして送付先にご提出くださいますようお願いいたします。

11 注意事項

日本精神科病院協会会員病院に勤務している方は、自動的に日本精神科医学会正会員となります。

日本精神科病院協会の会員外の保険医療機関に勤務している方は、日本精神科医学会準会員へのご入会が必要になりますので、申請前に「日本精神科医学会入会(準会員)申込書」の提出し会員承認されましたら申請をして下さい。

12 日本精神神経学会 精神科サブスペシャリティ学会認定について

令和4年4月「日本精神科医学会 認知症臨床専門医」は精神科サブスペシャリティボード(PSSB)の審査を受け、承認されました。

13 指導医について

日本精神科医学会では、認知症臨床専門医を一度以上更新したことのある先生を指導医、指導医の所属する保険医療機関を研修施設とする指導医制度を導入しました。

ケースレポート作成の際は、指導医の指導を受けてください。

指導医がいない場合は、日本精神科病院協会までお問い合わせください。

14 Q&A

Q、二次審査が行われる予定日はいつですか。

A、10～12月中の指定された日をご案内致しますので、その中から第1・2希望を選んで下さい。日程調整を行いまして二次審査日をお知らせします。審査場所は日精協会館(東京)とし、面接審査日に筆記試験を実施する予定ですが、WEBで試験を実施する可能性がございますので、ご了承ください。

Q、認知症に関する研修会の修了証がありません。

A、日本精神科病院協会職種認定制度HPから証書の再発行依頼書をダウンロードしてFAXで

送信して下さい。確認が取れましたら受講証明書を送付します。

Q、今年度認知症に関する研修会を受講したいと思いますが、申請可能でしょうか。

A、認知症に関する研修会を先に受講してからの申請をお願い致します。今年度の研修会を受講される場合は、次年度以降に申請してください。

ケースレポート作成(2例) ◆

目的

ケースレポートでは、日本精神科医学会認知症臨床専門医にふさわしい臨床技能、精神医学的素養が判断されます。診断、治療方針、治療の実践や主治医としての考え、患者や家族への説明・働きかけも明らかにして下さい。精神・身体・介護・福祉など総合的に考慮したものが求められます。

症例の条件

- 症例は外来・入院を問いません。
- ケースレポート作成時より5年以内に主治医として治療に関わっていることが必須です。
- 症例は以下の代表的な①～④の中より別々の疾患を選択して下さい

- | | |
|--------------|-----------|
| ①アルツハイマー型認知症 | ②血管性認知症 |
| ③レビー小体型認知症 | ④前頭側頭型認知症 |
| ⑤その他の認知症 | |

記載要領

パソコン使用、文字 10～12 ポイント、A4横書き。

文字数 1500～2000 字、図表は使わず、各種検査結果は所見のみ。末尾に文字数を入れる。

プライバシーには細心の注意を払い、字数を症例報告の最後に記載。

※字数は厳守してください。字数不足・字数オーバーの場合は、審査対象外となります。

固有名詞は使用不可。(人名・地名・国名・会社名・団体名等)

固有名詞についてはイニシャルではなく出現順にA、B、C等と記載をして、申請者が診療を行った医療施設については、A病院とはせず、当院・当科と記載する。

年月日については主治医として関わり始めた年をX年として、それをもとに X-1 年/X+9 年等の表記を用いる。

※誤字脱字、固有名詞・年月日の表現の誤りは減点対象となります。

記載内容

「症例」初診時年齢、性別、最終診断(①～④)

「初診時主訴」、[家族歴]、[既往歴]、[生育・生活歴]、[病前性格]、[現病歴]、[初診時所見、診断とその根拠、治療方針]、[治療経過]、[考察]の項目に従って行うが必要に応じて統合することはできる。文字数を症例報告の最後に記載する。

＜薬物療法の注意点＞

治療上重要な薬剤を記載する。薬品名は一般名をカタカナで記載、投与量は一日投与量とする。薬剤選択の理由・思考過程を明確にする。

「角 2 サイズ」の封筒に、申請書類を同封し下記宛先表を貼るか、同様の内容を記載の上
簡易書留またはレターパックにてお送り下さい。

簡易書留

〒108-0023

東京都港区芝浦 3-15-14

公益社団法人日本精神科病院協会

「日本精神科医学会 認知症臨床専門医」係

2025 年度 認知症臨床専門医 新規申請書 在中

差出人	住所	〒 -
	申請者 氏名	

-----<切り取り線>-----

必要申請書類チェック

- ☐ ①新規申請書(様式1)※web 申請の方は郵送不要
- ☐ ②履歴書(様式2)
- ☐ ③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書(様式3)
- ☐ ④「認知症に関する研修会」修了証書の写し
- ☐ ⑤精神保健指定医証の写し
- ☐ ⑥ケースレポート(2例)

※固有名詞・年月日の表現、誤字がないかを確認してください。誤りがある場合は減点対象となります。

※文字数(1500～2000 字)は厳守してください。字数不足・字数オーバーの場合は、審査対象外となります。

日本精神科医学会規則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「本協会」という。）の定款第53条に基づき、日本精神科医学会（以下「医学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。

(構成)

第2条 医学会のもとに職種認定制度及び学術教育推進制度を置く。

2 職種認定制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

(1)精神科医師部門

イ 医師認定資格分科会

(2)コメディカル部門

イ 看護師認定資格分科会

ロ コメディカル認定資格分科会

3 学術教育推進制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

イ 学術研修分科会

ロ 通信教育分科会

ハ 精神保健指定医分科会

ニ 判定医等研修分科会

4 分科会（各委員会）は、委員長及び構成員をもって構成し、当該委員会担当理事が協議して選出することとし、定款第36条に定める理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(学会員資格)

第3条 定款第5条に定める会員病院（以下「会員病院」という。）及び会員病院の併設施設に所属する者は、定款第49条第1項に基づき、医学会会員となることができる。これを正会員と呼ぶ。

(1) 正会員は、年会費を免除される。

(2) 正会員は、会員病院を退職する場合、正会員資格を喪失するものとする。

2 会員病院及び会員病院の併設施設に所属する者以外にあっても、本協会の目的及び趣旨に賛同し、かつ、様式(1)(2)日本精神科医学会入会（準会員）申込書により、理事会の承認を得た者は、定款第49条第2項に基づき、医学会会員となることができる。これを準会員と呼ぶ。

(1) 準会員は、理事会の定める年会費を納入するものとする。

(2) 理事会の定める年会費は、医師 12,000 円、医師以外 8,000 円とする。

(3) 準会員は、理事会の定める年会費を納入することにより、その年度に開催される職種認定制度（精神科臨床専門医・認知症臨床専門医・認定看護師・認定栄養士・認知症認定看護師・認定精神科医療安全士）の資格認定受験ならびに資格認定、その他医学会の目的達成に必要な事業に参加することができる。

(4) 第1項に定める年会費の納入が、その当該事業年度内に行われない場合は退会希望とみなし、その会員資格を喪失するものとする。

(5) 準会員が退会を希望する場合は、様式(3)日本精神科医学会退会届により、任意にいつでも退会することができる。また、理事会において会員資格維持が困難と判断された場合においては、その会員資格を喪失するものとする。

3 所属医療機関に変更があった場合は、様式(4)日本精神科医学会会員所属医療機関異動届により、正会員・準会員ともに、速やかに医学会へ届け出ることとする。

(学術集会)

第4条 医学会は、定款第50条第1項に基づき、毎年1回の日本精神科医学会学術大会(以下「大会」という)を開催する。

(大会の目的)

第5条 大会は、医学会員が一堂に会し、日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による臨床学術会議である。

(大会の開催)

第6条 大会の開催担当は各地区単位で行い、相互に連携し協力することとする。

2 開催担当地区は原則として次の順とする。

1) 近畿、2) 関東、3) 東海、4) 九州、5) 東北、6) 中国・四国、
7) 北信越、8) 北海道

3 期間は2日間とし、規模については開催担当地区に一任する。発表形式及び発表方法については、医学会の担当分科会と事前に協議することとする。

4 地区会議を開催し、主担当支部を選出する。選出された主担当支部に大会事務局をおく。

5 大会長は開催担当地区より1名を定める。

6 本協会は、大会の規模にかかわらず大会準備金を設ける。

(大会表彰)

第7条 優れた演題発表に対しては、医学会の選考委員会により選考基準に則し審査を行い、該当したものを学会長賞及び奨励賞として表彰する。

(大会記録集の発行)

第8条 定款第50条に定める事業遂行のため、大会開催後1年以内に本協会雑誌「日精協雑誌」別冊として大会記録集を発行する。

(職種認定制度)

第9条 医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定するものである。

2 職種認定制度は、それぞれに認定期間が設けられており、その期間内に各認定分科会が定めるところの更新規定内容を取得し、更新申請の手続きが必要である。

3 正会員である職種認定資格者が、認定資格を取得した時点で所属していた会員病院を退職する場合、その時点で原則として認定資格を喪失するものとする。ただし、当該事業年度内に他の会員病院への再就職、または準会員に移行承認された者においてはその限りでない。

4 その他、認定資格は次に挙げる場合は認定資格を喪失するものとする。

(1) 認定期間内に、更新のための手続きを行わなかったとき

(2) 認定資格者として不適格と判断されたとき

(3) 医学会会員資格を喪失したとき

附 則

1 この規程は平成24年6月1日から施行する。

2 この規程の一部改正は平成24年9月6日から施行する。

3 この規程の一部改正は平成24年11月1日から施行する。

4 この規程の一部改正は平成28年4月1日から施行する。

5 この規程の一部改正は令和元年5月17日から施行する。

6 この規程の一部改正は令和3年9月2日から施行する。

日本精神科医学会
公益社団法人 日本精神科病院協会

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-15-14

TEL 03(5232)3311 FAX 03(5232)3309

E-mail: n_doctor@nisseikyo.or.jp

2025.4.1 発行